

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第3号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（施行の細目）

2 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴うその他必要な事項は、管理者が定める。